

## 地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正(案)に関する 日本公衆衛生学会の意見表明について

平成24年6月19日、厚生労働大臣は「地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正案要綱」について、厚生科学審議会に諮問されました。

本学会といたしましては、今後の地域保健対策の基礎となる指針の改正にあたり、地域住民の健康の保持・増進を目指す学術団体の立場から意見を表明すべきと考え、同年7月4日、厚生労働省健康局長宛に意見書を提出いたしました。

併せて、基本的な指針改正案に関する疑義、要望について取りまとめ、「「地域保健対策の推進に関する基本指針」への疑義要望」として健康局がん対策・健康増進課長に提出いたしました。

意見書等の策定につきましては、本学会の地域保健医療福祉委員会、地域保健対策専門委員会において意見集約並びに案文作成を行い、理事会の了承を経て決定いたしました。

以上、策定の経過をご報告するとともに、意見書等の全文を掲載いたします。ご一読いただければ幸いです。

平成24年7月

日本公衆衛生学会  
理事長 大井田隆

平成24年7月2日

厚生労働省 健康局長  
外山千也様

日本公衆衛生学会  
理事長 大井田 隆

## 地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正(案)に関する 日本公衆衛生学会の意見について

日ごろから日本公衆衛生学会の活動に対し、一方ならぬご支援をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、貴省におかれましては、今般「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正案を示されました。

本改正案は、本年4月に出された「地域保健対策検討会報告書」を踏まえた、今後の地域保健の方向性示す極めて重要なものであると認識しております。

当学会といたしましては、貴省が取りまとめられた改正案に賛同するとともに、この指針に基づき各自治体の地域保健の取組が推進されることを、大いに期待する次第であり、協力を惜しまない所存でございます。

一方、地方自治体においては、大変厳しい経済状況が続く中で保健対策に取り組まれております。しかしながら、地域特性を把握するための科学的根拠あるデータの入手や、医師等の専門職の確保・育成等、地方自治体の創意工夫だけでは解決困難な課題が山積しております。

貴省におかれましては、自治体の厳しい状況をご拝察いただき、国民一人ひとりが質の高い保健・医療・福祉サービスの提供を受けられるよう、自治体に対する技術的な支援はもとより、財政面での支援についても一層のご高配を賜わりますことをお願い申し上げます。

末尾になりましたが、指針案を取りまとめられた貴省のご尽力に敬意を表するとともに、今後も引き続きご指導を賜わりますことをお願い申し上げます。日本公衆衛生学会からの意見といたします。

## 「地域保健対策の推進に関する基本的指針」への疑義，要望

## 1 ソーシャルキャピタルの概念について

比較的新しい概念であるため，学校や企業等も含めて理解が図られるよう，国として周知に努めていただきたい。

## 2 科学的根拠に基づいた地域保健の推進について

地域の健康水準等を分析・評価するためのデータ（健康保険の療養費，特定健康診査・保健指導，職域の健康診断，介護保険，保健関連行政統計の詳細データ等）を保健所等で利用できるよう，国として特段のご配慮をいただきたい。

がん登録については，全国や他の地域との比較・評価が可能となるよう，質の均一化を図っていただきたい。

## 3 保健所長の資格について

保健所長として医師の確保が困難な場合，臨時に他の職種の職員を配置するよう努めることとなっている。医師以外の職種の者を配置しても，引き続き医師の確保に努める必要があることを明確にいただきたい。

## 4 地方衛生研究所の機能強化について

連携すべき機関として保健所のみが掲げられているが，その他の機関との連携も必要であることを明確にいただきたい。

## 5 口腔保健支援センターについて

歯科口腔保健法では「設置できる」規定であるが，本指針では「必置」規定なのか，明らかにしていただきたい。

日本公衆衛生学会  
地域保健医療福祉委員会  
地域保健対策専門委員会  
委員長 住友 眞佐美